

2 宇 監 第 25 号  
令和 2 年 8 月 17 日

宇美町長 木 原 忠 殿

宇美町監査委員 平 島 忠 雄

宇美町監査委員 吉 原 秀 信

平成 31 年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び宇美町監査基準（令和 2 年告示第 1 号）第 15 条の規定により審査に付された平成 31 年度宇美町健全化判断比率及び資金不足比率を審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

## 平成 31 年度宇美町健全化判断比率等の審査意見書

### 1. 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2. 審査の期間 令和 2 年 8 月 17 日（1 日間）

### 3. 審査の結果

#### （1）総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

| 健全化判断比率  | 平成 31 年度 | 早期健全化基準 | 備 考 |
|----------|----------|---------|-----|
| 実質赤字比率   | —        | 13.99   |     |
| 連結実質赤字比率 | —        | 18.99   |     |
| 実質公債費比率  | 7.7      | 25.0    |     |
| 将来負担比率   | 0.9      | 350.0   |     |

※実質赤字比率、連結実質赤字比率が算定されない場合は、「—」で表示

#### （2）個別意見

##### 実質赤字比率について

普通会計の実質収支は黒字となっている。赤字が生じないため、比率は算定されていない。

##### 連結実質赤字比率について

公営事業会計を含めた連結実質収支額は黒字となっている。赤字が生じないため、比率は算定されていない。

##### 実質公債費比率について

早期健全化基準を下回っている。

##### 将来負担比率について

早期健全化基準を下回っている。

### 4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 平成 31 年度宇美町公営企業資金不足比率等の審査意見書

### 1. 審査の概要

この審査は、町長から提出された公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2. 審査の期間 令和 2 年 8 月 17 日（1 日間）

### 3. 審査の結果

#### （1）総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

| 資金不足比率／<br>会計の名称  | 平成 31 年度 | 経営健全化基準 | 備 考 |
|-------------------|----------|---------|-----|
| 上水道事業会計           | —        | 20.0    |     |
| 流域関連公共下水道<br>事業会計 | —        | 20.0    |     |

※資金不足比率が算定されない場合は、「—」で表示

#### （2）個別意見

##### 上水道事業会計

資金不足額は発生していないため、比率は算定されていない。

##### 流域関連公共下水道事業会計

資金不足額は発生しているが、解消可能資金不足額を算出することで、比率は算定されていない。

### 4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。